



府食第628号  
平成29年9月12日

農林水産大臣  
齋藤 健 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成29年9月5日付け29消安第3202号により貴省から当委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められた普通肥料の公定規格（以下「規格」という。）の変更は、従来、凝集促進材として使用されうる物質の情報が十分でなく、肥料中の有害成分の含有量やその変化が明らかでなかったことから、普通肥料として取り扱っていた動物の排せつ物に凝集促進材を混合した肥料を、特殊肥料とするものである。

現在、凝集促進材に規格で設定されている重金属等の有害成分が含まれるものは存在しないこと及び凝集促進材の使用により肥料中の有害成分の含有量が増加することはないことが明らかとなっており、また、凝集促進材の作物への残留はほとんどない又は作物中濃度が高まることはないと考えられる。

このため、当該変更が行われたとしても、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。